

厚生労働省発表

平成18年9月29日(金)

職業安定局 建設・港湾対策室

室長 荒牧英雄

室長補佐 鈴木博祐

電話 03-5253-1111(内5801)

夜間直通 03-3502-6777

財団法人みやぎ建設総合センターに係る実施計画の認定等について

昨年10月に施行された「建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律」(以下「改正建設労働法」という。別紙1参照)に基づき、財団法人みやぎ建設総合センター(別紙2参照)が作成した実施計画について、本日、厚生労働大臣による初の認定を行った。

また、改正建設労働法に基づき、当該実施計画に記載する建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業につき、それぞれ財団法人みやぎ建設総合センター及び当該財団法人傘下の8事業主(別紙3参照)に対し、併せて、厚生労働大臣による初の許可を行った。

建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律

建設現場労働者の雇用の安定等を図るため、①事業主団体が作成する雇用管理の改善と労働力の需給調整を一体的に実施するための計画の認定制度を創設、②建設現場労働者について、計画に従って建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業(他の事業主へ一時的に送出)の実施を可能とする等の措置を講じる。

実施計画の作成(事業主団体)

- ① 建設現場労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進に関する措置
- ② 建設業務有料職業紹介事業又は構成事業主が行おうとする建設業務労働者就業機会確保事業に関する措置

上記の①②を一体的に実施するための計画を作成

厚生労働大臣が実施計画を認定
事業主団体等の取組みを政府が支援
(以下の特例措置を実施)

建設業務有料職業紹介事業 の実施が可能 (厚生労働大臣の許可)

- 実施計画の認定を受けた事業主団体が自ら実施
- 求人者が構成事業主であるか、求職者が構成事業主又は構成事業主の雇用労働者である場合に可能

これにより、離職を余儀なくされた労働者の円滑な再就職、新たな労働力の確保が図られる。

建設業務労働者就業機会確保事業 の実施が可能 (厚生労働大臣の許可)

- 実施計画の認定を受けた事業主団体の構成事業主が実施
- 構成事業主が自己の雇用する常用労働者を他の構成事業主に一時的に送出(送出先はあらかじめ、計画に記載)

これにより、一時的に余剰となる労働力の需給調整が可能となり、雇用の安定が図られる。

(財)みやぎ建設総合センター

1 代表者等

理事長 奥田 和男 (社)宮城県建設業協会会長
(社)全国建設業協会副会長
センター所長 大内 秀明(東北大学名誉教授)
役員数 19名 (平成18年8月末現在)

2 所在地

〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2番48号 宮城県建設産業会館5階

3 設立目的等

宮城県、県内全市町村及び建設業界から出捐を受け、
① 産・学・官による全国初の人材育成機関
② 3A(安全に 明るく あたたかく)運動の拠点施設
③ 「新しい競争の時代」を乗りきる新建設人の育成
を目的として設立(宮城県許可の公益法人)

4 設立年月

平成8年7月

5 会員事業所

387社(平成18年8月現在)。

建設業許可を取得し主として宮城県内に本社を構える建設業者から構成する宮城県建設業協会の加盟企業を主体に、活動に賛同する同協会加盟企業以外の企業も11社が加盟。

6 主な事業

- ① 人材育成・職業能力の向上事業
(認定職業訓練校 みやぎ建設ヒューマンカレッジなど)
- ② 技術開発・研究事業
(技術開発・新技術開発発表会の開催など)
- ③ 情報受発信・情報化(0A化を含む)推進事業
(OA化の促進、CALS/ECの促進など)
- ④ 建設産業政策推進事業
(地域づくりシンポジウムの開催など)
- ⑤ 地域社会貢献のための事業
(現場見学会・現場体験学習の開催など)
- ⑥ 建設労働法に規定する実施計画に基づく事業

(別紙3)

建設業務労働者就業機会確保事業許可事業主一覧

事業主名	代表者名	所在地
1 宮沢建設株式会社	宮澤 政四郎	仙台市太白区長町4丁目2番4号
2 東北舗道建設株式会社	中鉢 周一	大崎市岩出山下一栗字田下浦13番地
3 株式会社伊藤土建	伊藤 光彦	栗原市一迫北沢十文字1番地の2
4 株式会社遠藤組	遠藤 善蔵	本吉郡南三陸町志津川字大久保168番地
5 株式会社佐千代組	佐藤 明子	本吉郡南三陸町志津川字汐見町90番地1
6 株式会社八木工務店	八木 昌征	亘理郡亘理町荒浜字御狩屋159番地の52
7 株式会社天野組	天野 章	伊具郡丸森町小斎字前並165番地の2
8 奥田建設株式会社	奥田 和男	仙台市青葉区八幡6丁目9番1号